

監査報告のひな型（英訳版）の公表について

2022年4月22日

公益社団法人日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会は、近時の企業情報の英文開示に対する要請の高まりを踏まえ、各種基準・ひな型の英訳版の作成に向けた検討を行うことといたしました。そして今般、各機関設計に応じた監査報告のひな型、及び「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて」の英訳版につき、理事会の承認を得て内容が確定いたしましたので、別紙のとおり公表いたしますとともに、下記のとおり補足事項についてお知らせいたします。今回公表させていただきました英訳版に対応するひな型は下記のとおりです。

ひな型（公表日）	英訳版
「監査報告のひな型について」 (2015年10月15日)	Audit Report Templates
「監査委員会監査報告のひな型について」 (2015年11月10日)	Audit Committee Audit Report Templates
「監査等委員会監査報告のひな型について」 (2015年11月10日)	Audit and Supervisory Committee Audit Report Templates
「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて－文例集の作成に当たって－」 (2015年11月10日)	Handling of Statements in Audit Reports Under the Regulation of Internal Control Reporting Concerning Financial Reports (When Preparing a Collection of Example Statements)

※2021年3月1日施行の改正会社法及び改正法務省令では、監査役等の監査報告における記載事項について特段の変更はないことから、上記ひな型の改定は行っておりません。

1. 法令名・用語等の英訳について

法令名・用語等の英訳に際しては、原則として法務省「日本法令外国語訳データベースシステム」における対訳（以下、「法務省対訳」）を参考にしておりますが、一部の訳につきましては異なる表現を採用させていただいております。また、検討の結果、改定版「英訳 監査役監査基準」（2017年6月14日公表。以下、「2017年英訳版基準」）とは異なる表現を採用させていただいた箇所もございますが、当該箇所につきましては、2021年版改定版「監査役監査基準」の今後公表予定の英訳版において、表現を統一させていただくことを予定しております。

法令名・用語等	対応
会社法施行規則	法務省対訳では「Regulations for Enforcement of the Companies Act」とされているが、2017年英訳版基準と同様に「the Ordinance for Enforcement of the Companies Act」との記載を採用した。
会社計算規則	法務省対訳では「Regulations on Corporate Accounting」とされているが、2017年英訳版基準と同様に「the Ordinance on Accounting of Companies」との記載を採用した。
附属明細書	2017年英訳版基準では「annexed specification」と記載されているが、より一般的な「supplementary schedules」との記載を採用した。
注記表	2017年英訳版基準では「financial statement notes」と記載されているが、法務省対訳で用いられている「explanatory notes」との記載を採用した。
会計監査人	法務省対訳では「financial auditor」とされているが、2017年英訳版基準と同様に「accounting auditor」との記載を採用した。
対処すべき課題 (会社法施行規則第120条第1項第八号)	法務省対訳では「problems to be dealt with」とされているが、実務上、事業報告の英訳において一般的に用いられている表現である「tasks to be addressed」との記載を採用した。

2. 英訳作業に際して

- ① 今回の英訳作業においては、参考資料は英訳を行っておりません。そこで、原文において参考資料について言及した箇所に関しては、混乱を避けるため英訳から除外いたしました。
- ② 和文と英訳文で本文における該当する注の記載順序が異なることにより、一部注の順序が入れ替わっております。
- ③ 「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて一文例集の作成に当たって」につきましては、ひな型記載の文章から修正を行う場合の該当箇所及び注記のみを英訳の対象としております。ひな型記載部分の英訳につきましては、それぞれのひな型を御参照ください。

3. 今後の公表スケジュールについて

「監査役監査基準」等及び「監査役会規則（ひな型）」等の英訳版の公表時期につきましては、2022年4月現在、下記を予定しており、いずれも、3機関設計同時の公表を予定しております。

- ・「監査役会規則（ひな型）」等…2022年夏頃
- ・「監査役監査基準」等…2022年秋頃

以上